

水先法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 二級水先人が水先業務を行うことのできる船舶の範囲の上限を総トン数六万トン（危険物積載船にあつては、二万トン）とするとともに、三級水先人が水先業務を行うことのできる船舶の範囲の上限を総トン数三万トンとすること。
（第一条関係）

第二 水先区の名称及び区域のうち、尾鷲水先区を廃止するものとする。
（別表第一関係）

第三 附則

一 この政令は、令和二年十月一日から施行するものとする。ただし、第二及び第三の二については、公布の日から施行するものとする。
（附則第一項関係）

二 この政令（一のただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする。
（附則第二項関係）